

議案第48号

松阪市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

松阪市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年松阪市条例第52号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月13日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

松阪市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年松阪市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の165」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。